

会 議 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

報告事項

報告第19号 平成14年度新宮市・熊野川町・北山村合併協議会決算について

協議事項

協議第4号の4(継続協議)新市の名称について

協議第6号の3(継続協議)議会の議員の定数及び任期の取扱い

協議第7号 慣行の取扱いについて

4 協議会の開催日程について

5 その他

6 閉 会

(午後、北山村の公共施設等を視察)

第5回新宮市・熊野川町・北山村合併協議会

会 議 資 料

日時；平成15年7月3日（木）午前10時から

会場；北山村村民会館

目 次

4 議 事

報告事項

報告第19号	平成14年度新宮市・熊野川町・北山村合併協議会決算 について・・・・・・・・・・・・・・・・	2頁
--------	---	----

協議事項

協議第4号の4（継続協議）	新市の名称について・・・・・・・・	10頁
協議第6号の3（継続協議）	議会の議員の定数及び任期の取扱い	12頁
協議第7号	慣行の取扱いについて・・・・・・・・	18頁

5	協議会の開催日程について・・・・・・・・	24頁
---	----------------------	-----

【参考資料】

	北山村内公共施設視察行程表・・・・・・・・	25頁
--	-----------------------	-----

議 事

報 告 事 項

報告第19号

平成 14 年 度

新宮市・熊野川町・北山村合併協議会歳入歳出決算書

平成14年度 新宮市・熊野川町・北山村合併協議会歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	負担金	円 5,642,000	円 5,642,000	円 5,642,000	円 0	円 0	円 0
	1 負担金	5,642,000	5,642,000	5,642,000	0	0	0
2	県支出金	3,843,000	3,840,000	3,840,000	0	0	3,000
	1 県補助金	3,843,000	3,840,000	3,840,000	0	0	3,000
3	諸収入	1,000	2	2	0	0	998
	1 雑入	1,000	2	2	0	0	998
歳入合計		9,486,000	9,482,002	9,482,002	0	0	3,998

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	協議会費	円 1,000,000	円 991,828	円 0	円 8,172	円 8,172
	1 会議費	1,000,000	991,828	0	8,172	8,172
2	事務局費	8,286,000	8,282,238	0	3,762	3,762
	1 事務費	3,261,000	3,258,070	0	2,930	2,930
	2 事業推進費	5,025,000	5,024,168	0	832	832
3	予備費	200,000	0	0	200,000	200,000
	1 予備費	200,000	0	0	200,000	200,000
歳出合計		9,486,000	9,274,066	0	211,934	211,934

歳入歳出差引残額 207,936 円

平成15年7月3日 提出

新宮市・熊野川町・北山村合併協議会
会長 上野 哲弘

平成14年度 新宮市・熊野川町・北山村合併協議会歳入歳出決算事項別明細書

歳入

款	項	目	予 算 現 額						調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継続費及び繰 越事業費繰越 財源充当額	計	節						
							区 分	金 額					
1	負 担 金		円 5,600,000	円 42,000	円	円 5,642,000		円 5,642,000	円 5,642,000	円	円 0		
	1	負 担 金	5,600,000	42,000		5,642,000		5,642,000	5,642,000		0		
		1	負 担 金	5,600,000	42,000		5,642,000		5,642,000	5,642,000	0		
							1	市町村負担金	5,642,000	5,642,000	5,642,000	0	3市町村負担金 新宮市:2,021,000 熊野川町:2,021,000 北山村:1,600,000
2	県 支 出 金		3,840,000	3,000		3,843,000		3,840,000	3,840,000		0		
	1	県 補 助 金	3,840,000	3,000		3,843,000		3,840,000	3,840,000		0		
		1	県 補 助 金	3,840,000	3,000		3,843,000		3,840,000	3,840,000	0		
							1	協議会補助金	3,843,000	3,840,000	3,840,000	0	市町村合併推進事業補助金
3	諸 収 入		1,000			1,000		2	2		0		
	1	雑 入	1,000			1,000		2	2		0		
		1	雑 入	1,000		1,000		2	2		0		
							1	雑 入	1,000	2	2	0	預金利息
歳 入 合 計			9,441,000	45,000		9,486,000		9,482,002	9,482,002		0		

歳出

款	項	目	予 算 現 額					計	節	支出済額	翌年度繰越額			不用額	備 考	
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継続費及び 繰越事業費 繰 越 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減 額	区 分				金 額	継続費 繰越	繰 越 明 許 費			事 故 繰 越 し
1	協議会費		906,000	45,000		49,000	1,000,000			991,828				8,172		
	1	会 議 費	906,000	45,000		49,000	1,000,000			991,828				8,172		
		1	906,000	45,000		49,000	1,000,000			991,828				8,172		
								1	報 酬	273,000	266,500			6,500	協議会委員報酬	
								9	旅 費	3,000	3,000			0	協議会委員費用弁償	
								11	需 用 費	104,000	103,803			197	消耗品費 30,009 食糧費 25,494 協議会看板 48,300	
								13	委 託 料	561,000	560,460			540	録音・音響設備委託料 300,000 会議録作成委託料 260,460	
								14	使用料及び 賃 借 料	59,000	58,065			935	会場使用料	
2	事務局費		8,335,000			49,000	8,286,000			8,282,238				3,762		
	1	事 務 費	3,175,000			86,000	3,261,000			3,258,070				2,930		
		1	3,175,000			86,000	3,261,000			3,258,070				2,930		
								9	旅 費	71,000	70,640			360	普通旅費	
								11	需 用 費	335,000	334,968			32	消耗品費 290,343 印刷製本費 44,625	
								12	役 務 費	874,000	873,724			276	通信運搬費 31,179 アンケート調査表送料 796,120 協議会だより配布手数料 46,425	
								13	委 託 料	599,000	598,050			950	会計システム開発委託 568,050 会計システム保守・支援委託 30,000	
								14	使用料及び 賃 借 料	75,000	74,865			135	コピーリース料	

款	項	目	予 算 現 額					計	支出済額	翌年度繰越額			不用額	備 考	
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継続費及び 繰越事業費 繰 越 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減 額	節			継続費 繰越	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し			
							区 分								金 額
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	レーザープリンター 388,500 パソコン2台 331,170 書類保管庫等 254,010	
								18 備品購入費	974,000	973,680			320		
								19 負担金補助 及び交付金	333,000	332,143			857	臨時職員給与等負担金	
	2	事業推進費	5,160,000			135,000	5,025,000		5,025,000	5,024,168			832		
		1 情報提供 事業費	961,000			31,000	930,000		930,000	929,468			532		
								11 需 用 費	699,000	698,468			532	消耗品費 459,488 印刷製本費 238,980	
								13 委 託 料	231,000	231,000			0	ホームページ開設委託	
		2 合併協議 推進事業費	4,199,000			104,000	4,095,000		4,095,000	4,094,700			300		
								11 需 用 費	300,000	300,000			0	消耗品費 190,404 印刷費 109,596	
								13 委 託 料	3,795,000	3,794,700			300	新市建設計画委託 3,045,000 事務事業基礎調査整理 業務委託 749,700	
3		予備費	200,000				200,000		200,000	0			200,000		
		1 予 備 費	200,000				200,000		200,000	0			200,000		
		1 予 備 費	200,000				200,000		200,000	0			200,000		
	歳 出 合 計		9,441,000	45,000			9,486,000			9,274,066			211,934		

実質収支に関する調書

新宮市・熊野川町・北山村合併協議会
(単位:円)

区 分		金 額
1. 歳入総額		9,482,002
2. 歳出総額		9,274,066
3. 歳入歳出差引額		207,936
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費繰次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実質収支額		207,936
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

監 査 報 告 書

平成14年度 新宮市・熊野川町・北山村合併協議会の歳入歳出
決算を監査した結果、下記のとおり報告します。

記

1 . 監査した書類

平成14年度新宮市・熊野川町・北山村合併協議会歳入
歳出決算書及び関係帳簿、証書類

2 . 監査の意見

決算書及び関係帳簿・証書類につき監査したところ、そ
の内容はいずれも適正と認めます。

平成15年6月19日

新宮市・熊野川町・北山村合併協議会

監事

印

監事

印

新宮市・熊野川町・北山村合併協議会

会 長 上 野 哲 弘 殿

協 議 事 項

協議第 4 号の 4 (継続協議)

新市の名称について

新市の名称について、調整方針 (案) を下記のとおり提出する。

平成 15 年 7 月 3 日提出

新宮市・熊野川町・北山村合併協議会
会 長 上 野 哲 弘

記

協議項目	新市の名称
調整方針 (案)	新市の名称は、協議会で選定方法を検討の上、候補を選定し、協議会で確認する。

平成 15 年 2 月 27 日 提案

平成 年 月 日 確認

新宮市・熊野川町・北山村合併協議会の調整内容

協議第4号の4 参考資料

協議項目	新市の名称について	関係項目	
調整方針案	新市の名称は、協議会で下記の選定方法の中から一つを選び、その選定方法に基づいて候補を選定し、協議会で確認する。		
新市の名称の選定方法について			
<p>1 合併協議会方式 合併協議会で名称案を検討、選定、確認を行う。</p> <p>2 公募方式 地域住民から名称を公募し、多数となった複数の名称について合併協議会で協議、確認。</p> <p>3 アンケート方式 合併協議会で名称候補を選定した上で、住民アンケートを実施し、上位となった名称について合併協議会で協議、確認。</p> <p>4 小委員会方式 新市名称候補選定小委員会を設置し、新市の名称の選定方法等について調査又は審議を行った結果をもとに、合併協議会で協議、確認。</p>			

協議第6号の3（継続協議）

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成15年7月3日提出

新宮市・熊野川町・北山村合併協議会

会長 上野 哲 弘

記

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い
調整方針（案）	協議手順を次のとおりとし、継続協議とする。 協議手順 (1) <u>各市町村（議会）の方向案結果を検討する。</u> ↓ (2) <u>検討結果を次回以降の協議会において報告する。</u> ↓ (3) <u>協議会で協議し、確認する。</u>

平成15年3月27日 提案

平成 年 月 日 確認

新宮市・熊野川町・北山村合併協議会の調整内容

協議第 6 号の 3 参考資料

協 定 項 目	議会議員の定数及び任期の取扱いについて	関係項目	
調整方針（案）	各市町村（議会）で方向案を検討する。 検討結果を次回以降の協議会において報告する。 協議会で協議し、確認する。		
現 況	新 宮 市	熊 野 川 町	北 山 村
	条例定数 16人（次の選挙から） 現員数 16人 任期 平成15年5月 1日から 平成19年4月30日まで	条例定数 10人 現員数 10人 任期 平成12年8月 4日から 平成16年8月 3日まで	条例定数 7人 現員数 6人 任期 平成11年12月21日から 平成15年12月20日まで
区 分	合併特例法を適用しない場合 （地方自治法及び公職選挙法の原則）	定数に関する特例（合併特例法第6条）を 適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を 適用する場合
1 合併関係市町村の 議会の議員の身分	市町村の新設合併が行われた場合は、合併関係市町村の議会の議員は、すべてその身分を失う。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年間を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 定 数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 合併後の人口が5万未満の市 26人	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 合併後の人口が5万未満の市 26人×2倍=52人	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたときは、又は、議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は第91条の規定に至るまで減少する。
3 任 期	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間。
4 選 挙 期 日	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	選挙を行わない。
5 選 挙 区	条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第15条第6項） （合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第9条）		

【参考法令】

地方自治法 第91条は、平成15年1月1日から施行する。

(市町村議会の議員の定数)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、該当各号に定める数を超えない範囲で定めなければならない。

(1)～(4) 省略

(5)人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人

(6)～(11)省略

3～6 省略

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8～9 省略

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(議員の任期)

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

2 省略

公職選挙法

(一般選挙、長の任期満了による選挙及び設置選挙)

第33条 1～2 省略

3 市町村の設置による議会議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置から50日以内に行う。

市町村の合併の特例に関する法律

第6条第1項のうち下線部分については平成15年1月1日から下記のとおり施行する。

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項に規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

(1)新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2)省略

2 ~ 4 省略

先進事例

- ・ **加美町**（平成15年4月1日新設合併）

3町の議員は、合併後2年間引き続き新町の議会の議員として在任する。

- ・ **神流町（かなまち）**（平成15年4月1日新設合併）

1町1村の議会議員は、平成17年2月28日まで（1年10ヶ月）引き続き新町の議会の議員として在任する。

- ・ **山県市**（平成15年4月1日新設合併）

2町1村の議会議員は、平成16年4月30日まで（1年1ヶ月）引き続き新市の議会の議員として在任する。

- ・ **篠山市**（平成11年4月1日新設合併）

4町の議会議員は、合併後1年1月間引き続き新町の議会の議員として在任する。

- ・ **東かがわ市**（平成15年4月1日新設合併）

3町の議会議員は平成17年3月31日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

協議第7号

慣行の取り扱いについて

慣行の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成15年7月3日提出

新宮市・熊野川町・北山村合併協議会

会 長 上 野 哲 弘

記

協議項目	慣行の取扱い
調整方針（案）	(1) 市章は、新市において新たに定める。 (2) 市の花、木、歌は、新市において新たに定める。 (3) 市民憲章、宣言、姉妹都市については、新市において新たに定める。

平成15年7月3日 提案

平成 年 月 日 確認

新宮市・熊野川町・北山村合併協議会の調整内容

協議第7号参考資料

協 定 項 目	慣行の取扱いについて			関 係 項 目
調 整 方 針 (案)	(1) 市章については、新市において新たに定める。			
現 況				備 考
	新 宮 市	熊 野 川 町	北 山 村	
市章、町章、村章				

協定項目	慣行の取扱いについて			関係項目	
調整方針(案)	(2)市の花、木、歌については、新市において新たに定める。				
現 況					備 考
	新 宮 市	熊 野 川 町	北 山 村		
市の花、町の花、村の花	ハマユウ	川さつき	しゃくなげ		
市の木、町の木、村の木	なぎの木	くまの杉	じゃばら		
市 町 村 歌	1) 黒潮めぐる紀の南 熊野の都新宮市 蓬萊なりとその昔 徐福もこゝに来たりとか 山紫に水明く 人朗らかに情あり 2) 三つのみ山のひとつとて 速玉の神ましませば 水にも火にも砕けざる 金剛の都市新宮市 山紫に水明く 人朗らかに情あり 3) 麓連る九千戸 伝統深き文化の地 み熊野川の川口に 桴の港新宮市 山紫に水明く 人朗らかに情あり				

協定項目	慣行の取扱いについて		関係項目	
調整方針(案)	(3)市民憲章、宣言、姉妹都市については、新市において新たに定める。			
現況				備考
	新宮市	熊野川町	北山村	
市町村民憲章	<p>「われら地球人 われら新宮人」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球も私たちも同じ生命あるものすべてのいのちを尊びます ・ 自然の恵みに感謝し 絶やすことのなく未来の子どもたちに引き継ぎます ・ お互いを認め合い とともに生きる社会をめざします ・ 熊野の歴史に学び文化を愛し ころ豊かな「ひと」を育みます ・ いつもキラリと生きる私たちがいます 			

協定項目	慣行の取扱いについて		関係項目	
調整方針(案)	(3) 市民憲章、宣言、姉妹都市については、新市において新たに定める。			
現況				備考
	新宮市	熊野川町	北山村	
宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・世界連邦平和都市宣言 昭和34年11月10日 ・無雑音都市宣言 昭和36年10月5日 ・公明選挙都市推進宣言 昭和37年12月26日 ・青少年を守る都市推進宣言 昭和41年3月30日 ・暴力追放都市宣言 昭和59年10月9日 ・非核平和宣言都市 昭和60年3月30日 ・人権擁護都市宣言 平成7年12月20日 	<ul style="list-style-type: none"> ・非核平和都市宣言 昭和63年6月21日 ・振替納税推進の町宣言 平成8年9月20日 ・シートベルト着用推進の町宣言 平成10年9月28日 	<ul style="list-style-type: none"> ・非核・平和の村 	

協定項目	慣行の取扱いについて		関係項目	
調整方針(案)	(3) 市民憲章、宣言、姉妹都市については、新市において新たに定める。			
現況				備考
	新宮市	熊野川町	北山村	
姉妹都市	カルフォルニア州サンタクルーズ市 (アメリカ)			

協議会の開催日程について

	開 催 日	開 催 時 間	開 催 会 場
第 1 回	平成 15 年 1 月 29 日 (水)	午後 1 時 30 分 ~	新宮ユ - アイホテル
第 2 回	平成 15 年 2 月 27 日 (木)	午後 1 時 30 分 ~	熊野川町総合開発センタ -
第 3 回	平成 15 年 3 月 27 日 (木)	午後 1 時 30 分 ~	新宮ユ - アイホテル
先進地視察	平成 15 年 5 月 20 日 (火)・21 日 (水)(1泊2日)		視察先 ; 長野県更埴市
先進地視察	平成 15 年 5 月 27 日 (火)・28 日 (水)(1泊2日)		視察先 ; 静岡県修善寺町
第 4 回	平成 15 年 6 月 5 日 (木)	午前 10 時 ~ 午後 1 時から	熊野川町総合開発センタ - 熊野川町内施設等視察
第 5 回	平成 15 年 7 月 3 日 (木)	午前 10 時 ~ 午後 1 時から	北山村村民会館 北山村内施設等視察
第 6 回	平成 15 年 8 月 7 日 (木)(予定)	午前 10 時 ~ 午後 1 時から	新宮市内で調整中 新宮市内施設等視察
第 7 回	平成 15 年 9 月 4 日 (木)(予定)	午後 1 時 30 分 ~	熊野川町総合開発センタ -
第 8 回	平成 15 年 10 月 2 日 (木)(予定)	午後 1 時 30 分 ~	北山村村民会館
第 9 回	平成 15 年 11 月 6 日 (木)(予定)	午後 1 時 30 分 ~	新宮市内で調整中
第 10 回	平成 16 年 1 月 15 日 (木)(予定)	午後 1 時 30 分 ~	調整中
第 11 回	平成 16 年 2 月 5 日 (木)(予定)	午後 1 時 30 分 ~	調整中
第 12 回	平成 16 年 3 月 4 日 (木)(予定)	午後 1 時 30 分 ~	調整中

北山村内公共施設視察行程表

視察時間	視察場所
13時00分 - 13時20分	おくとろ温泉 道の駅おくとろ
移動時間15分	
13時35分 - 13時40分	七色渡園地(車窓)
移動時間 5分	
13時45分 - 13時55分	村道市老谷線(不動トンネル)
移動時間10分	
14時05分 - 14時10分	じゃばら園地
移動時間 5分	
14時15分 - 14時25分	じゃばら工場
移動時間5分	
14時30分 - 14時40分	高齢者生活福祉センター
移動時間20分	
15時00分 - 15時05分	上滝・下滝トンネル(車窓)
移動時間 5分	
15時10分 - 15時20分	おくとろ道路

議案第 13 号

新市名称候補選定小委員会設置規程について

新市名称候補選定小委員会設置規程（案）について、別紙のとおり提出する。

平成 15 年 7 月 3 日提出

新宮市・熊野川町・北山村合併協議会
会 長 上 野 哲 弘

新市名称候補選定小委員会設置規程（案）

（設置）

第1条 新宮市・熊野川町・北山村合併協議会規約第18条の規定により、新宮市・熊野川町・北山村合併協議会（以下「協議会」という。）に新市名称候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、協議会から付託された次の各号に掲げる事項について調査又は審議を行うものとする。

- (1) 新市の名称の選定方法に関すること
- (2) その他新市名の候補選定に関し必要な事項

（組織）

第3条 小委員会は、協議会の委員のうちから各市町村3名ずつの委員をもって構成する。

（役員）

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
- 2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選による。

（役員の職務）

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、小委員会の委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

（関係者等の出席）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（報告）

第8条 委員長は、小委員会における調査又は審議の経過及び結果を、随時協議会に報告するものとする。

（庶務）

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年7月3日から施行する。